

建物の譲与について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

建物の譲与について

次のとおり建物を譲与する。

記

- 1 契約の目的 社会福祉法人修敬会保育事業用建物
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方

青梅市沢井2丁目843番地

社会福祉法人修敬会

代表者 鈴木 洋子

- 4 建物の所在 立川市栄町3丁目33番地の3
- 5 構造及び面積

構 造		規 模	
			面積 (平方メートル)
保育所	鉄筋コンクリート造	地上2階建て	694.80

(参考)

案内図

立川市立栄保育園
立川市栄町3丁目33番地の3



